

2 6 都道府県会館 自動制御設備工事

J-140058-Q

2026年2月

日建設計

1	工事概要書	-	
工事概要書(改修工事用)		(J-140058-Q)	
1. 工事概要			
0-0 改修目的	中長期保全計画に基づく設備更新		
1-1 工事名称	26 都道府県会館 自動制御設備工事		
1-2 発注者	公益財団法人 都道府県センター (○建築物所有者 ・賃借人)		
1-3 設計者	改修工事 : 株式会社 日建設計 既存建築物 : 同上		
1-4 監理者	改修工事 : 株式会社 日建設計 既存建築物 : 同上		
1-5 改修工事の概要及び位置・範囲	(自動制御設備) セキュリティシステム用のACC, SMS, SDS, UPS, UPS ^{レギュレ} 更新		
1-6 改修工事種目	b. 設備改修工事 ・ 空調設備 ・ 給排水設備 ・ 消火設備 ○ 自動制御設備		
1-7 工事期間	工事着手 2026年4月1日 完成引渡し 2027年3月31日 (延べ12カ月予定)		
1-8 部分使用・部分引渡し	あり ○なし (詳細は別途協議による)		
1-9 敷地及法的規制等	a. 工事場所(地名地番): 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 b. 地域・地区 1) 都市計画区域等 ○都市計画区域 (○市街化区域 ・市街化調整区域 ・区域区分非設定) 2) 防火地域 ○防火地域 ・準防火地域 ・指定なし 3) 用途地域 ○第二種住居、一部商業 (高度地区、法22条区域等) 4) その他 (高度地区、法22条区域等) d. 容積率制限 (600)% (用途地域が2以上の場合の算定式等を記入) e. 建蔽率制限 (85)% (用途地域が2以上の場合の算定式等を記入) f. 本工事に伴う確認申請 1) 要否 ・行う ○行わない 2) 根拠 ・ 3) 既存不適格への対応 ・行う () ○行わない ()		
1-10 既存建築物の経歴	a. 完成年月日 1999年 2月 28日 b. 建築基準法の主要用途 (事務所) c. 耐火建築物 ○耐火建築物 ・準耐火建築物 () d. 消防法の防火対象物 (16) 項イ e. 確認済証番号年月日 番号 1都市建指確第15号 ・ 1999年1月4日 h. その他 1) 検証法適用の有無 ・避難安全検証法 ・耐火性能検証法 ○なし 2) CASBEEランク ・S ・A ・B+ ○なし 1. 改修工事の経歴 年 月 改修項目: 2020年3月 改修項目: 施設管理・防犯設備機器 (ACM1台、A1C1台、GDR1台、AGM1台) : 防犯設備機器 (制御ユニット、カードリーダー、パッシブセンサ)		
1-11 既存建築物の面積	a. 敷地面積 (5,681.28) m ² b. 建築面積 (2,646.83) m ² 建蔽率 46.58% c. 建築物全体の面積 (42,314.25) m ² d. 容積対象外面積 (10,075.35) m ² 1) エレベーターの昇降路の部分 (1,284.40) m ² 2) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分 (0) m ² 3) 自動車庫等の部分 (8,191.65) m ² 4) 倉庫等の部分 (0) m ² 5) 蓄電池の設置部分 (325.09) m ² 6) 自家発電設備の設置部分 (140.38) m ² 7) 貯水槽の設置部分 (133.93) m ² 8) 宅配ボックスの設置部分 () m ² 9) その他 () m ² ・バリアフリー法での容積対象外面積 ・あり() m ² ○なし e. 延べ面積 (容積対象面積) (32,238.90) m ² 容積率 567.46%		
1-12 既存建築物の高さ等	a. 基準地盤面 SGL TP + () m b. 平均地盤高さ TP + (26.60, 29.70) m c. 1階床高 SGL + () m d. 最高の軒の高さ SGL + () m e. 最高の高さ SGL + (77.10) m f. 基礎底深さ SGL - () m		
2-1 建築物の構造・規模	a. 既存建築物 (建築基準法上と運用上の階数表示は異なる) 1) 地業: 2) 構造: ○SRC造 ○一部RC造 ○S造 ・ 3) 階数: 地下 4階 地上 15階 塔屋 2階 4) 棟数: 1棟 b. 改修後の建築物 1) 地業: 2) 構造: ○SRC造 ○一部RC造 ○S造 ・ 3) 階数: 地下 4階 地上 15階 塔屋 2階 4) 棟数: 1棟		
2-2 建築物の主要設備の概要	a. 既存建築物 2) 機械設備 (空気調和設備): 熱源: (エネルギー) ガス、電気 (装置) ガス焚吸引式冷温水機、空冷ヒートポンプモジュール 空調: 各階分散空調機方式 会議室: 単一ダクト変風量方式、執務室: 外気処理と室内循環のデュアルダクト変風量方式 一部ファンコイル併用方式 排煙: 自然排煙、機械排煙 (排煙機5台: 一般排煙用、附室排煙用) 制御・監視: 分散型DDC方式 (衛生設備): 給水: (水源) 上水、中水 (方式) 重力給水方式、一部圧力ポンプ給水方式 給湯: 電気局所給湯方式 (各階便所洗面、給湯室等) ガス局所給湯方式 (地下階飲食店厨房) 排水: 屋内分流・屋外合流方式 ガス: 中圧・低圧ガス引込 (東京ガス13A) 消火: 屋内消火栓、連結給水管、スプリンクラー、泡消火、窒素ガス消火、 消火用水、連結散水、簡易自動消火 雨水利用: 屋外降雨雨水を植栽散水等に利用		
2-3 総合耐震クライテリア	a. 耐震性能 ○耐震性能の変更を伴わない b. 建築非構造部材及び設備機器にかかわる設計用層間変位、設計用地震力等の設計条件は、次による。 1) 設計用層間変位 設計レベル ケース1 ケース2 設計用層間変位 ・H/200 ○H/150 ・H/100 ○H/75 位 (H=階高) ・H/() ・H/() 備考 2) 設計用地震力 ア. 設計用地震力 設計用地震力 = 部材又は機器の自重 (W) × 設計用震度 部材又は機器の自重: 各部材又は機器そのものの自重及び付属する部品等を含む。 設計用震度 : 下記により、特定天井を除く非構造部材及び設備機器等の設計用震度は、ケース2への適用とする。ケース1の場合には、当該数値の (※1/5 ・1/2 ・) を目安とする。 イ. 設計用震度 ○建築非構造部材及び各個定部の設計用震度 (告示第771号による特定天井を除く) 水平震度 : 下表の K _H 鉛直震度 : 下表の K _V 水平+鉛直同時作用 ※考慮する K _H + (・1/2 ・) × K _V (適用部位:) ・考慮しない ただし改修特注3章以降において指定がある場合には、各章での記載による。 ○設備機器固定の設計用震度 水平震度 : 下表の K _S (機器の耐震クラスに応じた値とする) 鉛直震度 : 下表の 1/2・K _S 又は K _V の大きい方 建築物各部での設計用震度 (告示第771号による特定天井を除く) 階 水平震度 鉛直震度 床面 非構造部材 設備機器 K _H K _S K _V 備考 共通 吊天井 S A 塔屋 (PH1~PH2) 1.0 1.5 2.0 1.5 1.0 上層階 (13~16F) 1.0 1.2 2.0 1.5 1.0 中間階 (2~12F) 0.7 1.0 1.5 1.0 0.5 地階 (B3~1F) 0.4 1.0 1.0 0.6 0.2 注1) 階の定義は、次による。 ○上記表中の記載による 注2) 吊天井は、軽鋼鉄骨天井下地を用いた天井に適用し、天井面での震度とする。それ以外の構造躯体に直接取付けた天井材、天井吊り設備等は、「共通」の震度を適用する。 注3) 設計用震度は、設置階にかかわらず、当該部材が取付けられた、あるいは吊られた床面の階の値を適用する。複数階にまたがる非構造部材の震度は数値の大きい階による。 注4) 設備機器の区分は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における耐震クラスに準拠するものとし、下記の耐震要求性能における耐震クラスの区分に応じて適用する。 注5) 建築非構造部材及び設備機器における設計用震度の割増し等の適用する (※2-2構造設計条件a.4)ハ.による係数 ・) ※しない 2) 建築非構造部材及び設備機器の耐震要求性能は、ケース2の場合であっても人命を守ることを前提とし、設定レベルにおける建築物各部位各設備ごとの損傷の度合いと機能継続の状況を、次に定める。各章に耐震要求性能の記述がある場合は、より高い方の要求性能を採用する。非構造用部材及び設備機器における設計用地震力に対し、各部位は短期許容応力度以下となることを原則とする。		
4. 改修範囲の非構造部材・建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様	4-1 非構造部材 a. 屋根資材 (長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺)、特定天井、外装材、屋外に面する横壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第83~88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることをとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。 b. 外力は、次による。 1) 積載荷重は、2-2 a. 1) による。 2) 積雪荷重は、2-2 a. 2) による。 3) 風圧力は、2-2 a. 3) による。 4) 地震力は、2-3 b. による。 5) 層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。 c. 支持金物(取付ボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス、垂鉛めっき、錆止め塗装等の防錆処置を施したものとす。 4-2 設備機器及び同架台等 a. 建築設備 (昇降機設備を除く) の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。 1) 施行令第83~88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものとする。 2) 耐震の措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。 3) 地震荷重は、2-3 b. による。 4) 風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。 5) 建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆処置を行う。 b. 屋上から突出する水櫃、煙突、冷却塔その他これらに類するもの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。 1) 前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものとする。ただし、採用する荷重は、平12告示第1389号に定める規定値を下回ってはならない。 2) 支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。 c. 屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。 d. 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備 (給湯設備を除く) その他これらに類するもの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水櫃等のうち給湯設備に該当したものを除いたものとする。 1) 風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。 2) 風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しても追従でき、安全上支障のない構造とする。 3) 建築物の部分を通って配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。 4) 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。 5) 管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。 e. 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水櫃等にあつては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。 f. 給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法による。		
機	設定レベル	ケース1	ケース2
熱源設備	前案 (ガス)	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
空調設備	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
排煙設備	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
監視制御設備	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
給水設備	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
排水設備	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
消火設備 (自動)	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
消火設備 (その他)	A	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能	転倒無し、脱落無し 補修を要するが一定期間使用可能
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。			
機	前案 (ガス)		
熱源設備	A		
空調設備	A		
排煙設備	A		
監視制御設備	A		
給水設備	A		
排水設備	A		
消火設備 (自動)	A		
消火設備 (その他)	A		
注1) 設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラスS, A, Bに準拠する。 注2) 防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。 注3) 設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」20			

1	特記仕様書	-																																																									
	<p>※検査記録 (工事中のすべての受注者等、監理者、官公署による検査等の記録を含む) ※施工報告書、試験報告書 ※工事写真 ※会議記録、打合せ記録 ※各種計算書(設備関連、耐震関連、耐風圧関連等) 2)提出・保管媒体 ※デジタルデータ(PDF、TIFF等) 原本()</p> <p>【付加】 d.前 a、c 号により発注者に提出された図書等の著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で譲渡するものとする。</p>	<p>1.7.8 追補 (電気) 1.7.10 (機械) 部分引渡し</p> <p>1.7.9 追補 (電気) 1.7.11 (機械) 部分引渡し後の検査及び調査</p>	<p>a.部分引渡しは、1.6.1 b.による検査を受けたのち、1.7.1に準じて行う。</p> <p>a.完成引渡し後でなければならない受注者の検査等で、必要により監理者の指示する事項については、契約不適合責任期間内の監理者の指示する時期に検査、測定、調査等を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。 b.建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない設備機器の能力及び室内環境等については、完成後の性能機能検査として完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日に測定し、設計図書等に定める性能、機能、室内環境との適合性を確認する。竣工までに完成後の性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール、検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、発注者、建物管理者及び監理者に提出して承認を受け、竣工引継ぎ書に添付する。完成後の性能機能検査実施後は測定報告書を速やかに作成し、発注者又は監理者に提出する。 c. a, b号の場合であっても、契約不適合期間は引き渡し時から起算する。 d. 工事項目の完成引渡し後、設備機器等については1年間の運転実績を測定、調査し、その結果を整理、考察のうえ、発注者、建物管理者及び監理者に報告する。本号の適用は、次による。 ※行わない</p>	<p>c. 監理者事務所の内装仕上げは、次の程度とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>部位等</th> <th>仕上げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>ビニル床シート張り又はタイルカーペット</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板</td> </tr> </table> <p>d. 監理者事務所の設備、備品等 1) 監理者事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。 数量は、監理者の指示による。 机、いす、会議テーブル、書棚、見本棚、衣類ロッカー、ゴム長靴、雨がっぱ、障子、遮光用器具、携帯用器具、消火器、温度計、掛時計、ゴミ箱、白板、給茶器、図面架、カラー複合機(プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリ)の機能を備え、A3判まで対応可能なもの、液晶プロジェクター、映写スクリーン、シュレッダー、事務用品一式 2) 監理者事務所には、次のOA環境を備える。 イ. 光回線2回線(プロバイダー加入を含む)を引き込むものとする。1回線は固定IPアドレスの回線(例:004光「フレッツ光ネクスト」IP1・通信速度最大10bps、ビジネスタイプまたはファミリーギガスマート程度)(日建設計本社との専用接続:日建設計にてルーターを準備)とし、もう1回線はWi-Fi用とする。 Wi-Fi用はiPhone、iPadが接続できるWi-Fi用ルーターを受注者負担で設置する。 Wi-Fi用ルーターは監理者事務所および共用会議室で接続できるものとし、同時接続端末数は(・10端末 ・30端末 ・ 端末)以上のものとする。 ロ. Web会議が開催可能な環境 3) 感染症拡大防止対策 監理者事務所の感染症拡大防止対策は、受注者の現場事務所での対策に準ずるものとし監理者と協議する。 当対策に關し、監理者事務所の備品に次を追加する。 出入口への手指消毒液の設置、マスクの常備、加湿器、空気清浄機、便所や手洗いや水廻りへの、石けん、ちがいが薬、ペーパータオル等の設置 事務機には透明アクリル製仕切り板の設置 4) 監理者事務所の光熱水料、回線使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。</p>	部位等	仕上げ	床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット	壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード	天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板	<p>2) 保守や点検の困難な場合は、架台やタラップ、高所作業時に安全帯を掛けられるフックを設けるなど保守の容易なように措置を講ずる。 3) 機器及び器具は、建築意匠と調和をとるほか、石、タイル等の仕上材の目地割りや他の機器及び器具との関係を考慮し、かつ法規上の必要寸法を確保する。 4) 室内器具の標準取付け位置は、標準図による。</p> <p>1.1.5 追補 基本設計条件 a. 温湿度条件その他 外気、室内温湿度計算条件と許容変動値は次表による。 外気温湿度計算条件</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>外気温湿度計算条件</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>外気</td> <td>(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB</td> <td>一般系統</td> </tr> </table> <p>室内温湿度計算条件と許容変動値</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">湿度</th> <th colspan="2">湿度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>許容変動値</th> <th>湿度</th> <th>許容変動値</th> </tr> <tr> <td>標準室内(空調対象室)</td> <td>(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB</td> <td>±2℃</td> <td>60%RH 50%RH</td> <td>±10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下鉄連絡通路</td> <td>(夏) 29℃DB</td> <td>±2℃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地域	外気温湿度計算条件	備考	外気	(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB	一般系統		湿度		湿度		備考	温度	許容変動値	湿度	許容変動値	標準室内(空調対象室)	(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB	±2℃	60%RH 50%RH	±10%		地下鉄連絡通路	(夏) 29℃DB	±2℃																					
部位等	仕上げ																																																										
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット																																																										
壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード																																																										
天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板																																																										
地域	外気温湿度計算条件	備考																																																									
外気	(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB	一般系統																																																									
	湿度		湿度		備考																																																						
	温度	許容変動値	湿度	許容変動値																																																							
標準室内(空調対象室)	(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB	±2℃	60%RH 50%RH	±10%																																																							
地下鉄連絡通路	(夏) 29℃DB	±2℃																																																									
1.7.2 完成図	付加	<p>a. 完成図は、完成した工事項目に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したものであり、工事項目の維持保全及び将来の改修、増改築等のための基本情報として使用することを目的として、受注者が作成する。 b. 完成図は、完成した工事項目の物の整合を受注者にて事前に確認したうえで、工事項目の完成時に、発注者及び監理者に提出する。完成図への記載事項は、「提出書類作成要領」により、記載内容は設計図面に準ずる。ただし、図面枠等の書式は受注者の体裁とする。 c. 完成図の種類は共計1.7.2の(1)項(ア)～(ク)によるほか、「工事概要書」、「特記仕様書」、「監理者の指示によるものを含む。主要な詳細図」等は、次による。ただし、建築工事重複する図面は省略することができる。記載内容は、設計図面に準ずる。 建築意匠図: ※ 工事概要書 ※ 特記仕様書 ・ 地誌図 ※ 防火防煙区画図(確認申請書(計画変更確認申請を含む)の内容に準ずる) ・ 断熱範囲図 建築構造図: ※ 特記仕様書(構造編) ※ 伏図 ※ 軸組図 ※ 断面表 ・ 積載荷重図 設備図: ※ 各室条件リスト 完成図とする主要な詳細図等は、次による。 建築意匠図: ・ 外装カーテンウォール詳細図(範囲:) 建築構造図: ・ 設備図: ・ また、完成図に添えて、保全に関する次の図面を提出する。体裁等は1.7.3に準ずる。 ・ 各種防災設備プロット図 ・ 耐火構造理別図、同構造詳細図(大匠認定証の写し等) ・ 建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面 ・ 構造積載荷重範囲図 ・ 改修後の建築物全体図(・平面図 ・) ・ 設備更新時の撤出入計画図 ・ 既存管理図に改修内容を追記した図面</p> <p>d. 共計(1.7.2(2))を次に読み替える。 (2)完成図の様式、サイズ、体裁、提出部数等は、「提出書類作成要領」によるとともに、次による。原因及び電子媒体の各1部は設計者用とし、監理者を通じて発注者に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>サイズ</th> <th>製本等の体裁</th> <th>紙質等</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製本2</td> <td>A3判(縮小)</td> <td>2つ折り製本</td> <td>普通紙</td> <td>3</td> <td>表紙及び背表紙にタイトル入り</td> </tr> <tr> <td>原図のCADデータ</td> <td>-</td> <td>電子媒体(CD-R、DVD-R等)</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>媒体にタイトル印刷(CDXF、DWG、PDF)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 原因及び製本用紙への印刷は、原則としてそれぞれCAD出力プリントとする。 2) CADデータのファイル形式はdwgとし、作成要領は監理者の指示による。</p> <p>e. 完成図は、当該工事により明確になった内容(事前調査内容、プラン変更、系統変更等)を反映し、工事完成時における建築物の現状を表現したものである。 g. 実際の施工に使用した仕上げ材料の製造者、品名、品番、色番等のデータは、完成図仕上表の備考欄に記載する。</p>	種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考	製本2	A3判(縮小)	2つ折り製本	普通紙	3	表紙及び背表紙にタイトル入り	原図のCADデータ	-	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	-	2	媒体にタイトル印刷(CDXF、DWG、PDF)	<p>1.8.1 追補 施工計画調査 a. 施工計画作成のための調査 工事着手に先立ち、施工計画作成のために、次による調査を行い、報告書を監理者に提出する。 1) 調査項目 ※ 施工計画に影響する事項全般 ・ 配管配線ルート全経路(既設点検口がない場合は、新たに点検口を設けて調査する) 2) 調査範囲 ※ 改修工事範囲全般 ・ 設計図による 3) 調査方法 ※ 既存建築物の完成図、施工図、過去の改修記録、取扱い説明書等の照査 ※ 入居者、建物管理者や保守員(電気主任技術者を含む)へのヒアリング ※ 目視、計測等の現地調査 ※ 関係官公署(建築主事、消防署ほか)等との事前協議 ・ 工事に伴う騒音振動のテスト施工</p> <p>c. 既存躯体の現況調査 工事着手に先立ち、次により既存躯体の現況調査を行い、報告書を監理者に提出する。躯体に不良部分がある場合の措置については、監理者と協議する。この措置により、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があると認められる場合は、見積り要項書によるほか、発注者、監理者及び受注者等で協議する。 1) 調査項目 ○ 躯体のはつり等による欠損 2) 調査範囲 ※ 改修対象範囲内で躯体が欠損している部分すべて ・ 設計図による 3) 調査方法 ※ 目視、打診 ※ コア抜き(R0壁) ※ 実施しない ・ 工事着手に先立ち、次により実施する () 2) 調査範囲 ※ 改修工事範囲内 ・ 建築物全体 ・ 設計図による ・ 目視、計測、触診、打診、作動試験等の現地調査 4) この調査により、工事の内容、工期又は請負代金額を変更する必要があると認められる場合は、見積り要項書によるほか、発注者、監理者及び受注者等で協議する。</p>	<p>c. 監理者事務所の内装仕上げは、次の程度とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>部位等</th> <th>仕上げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>ビニル床シート張り又はタイルカーペット</td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板</td> </tr> </table> <p>d. 監理者事務所の設備、備品等 1) 監理者事務所には、照明・電力・給排水衛生・冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。 数量は、監理者の指示による。 机、いす、会議テーブル、書棚、見本棚、衣類ロッカー、ゴム長靴、雨がっぱ、障子、遮光用器具、携帯用器具、消火器、温度計、掛時計、ゴミ箱、白板、給茶器、図面架、カラー複合機(プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリ)の機能を備え、A3判まで対応可能なもの、液晶プロジェクター、映写スクリーン、シュレッダー、事務用品一式 2) 監理者事務所には、次のOA環境を備える。 イ. 光回線2回線(プロバイダー加入を含む)を引き込むものとする。1回線は固定IPアドレスの回線(例:004光「フレッツ光ネクスト」IP1・通信速度最大10bps、ビジネスタイプまたはファミリーギガスマート程度)(日建設計本社との専用接続:日建設計にてルーターを準備)とし、もう1回線はWi-Fi用とする。 Wi-Fi用はiPhone、iPadが接続できるWi-Fi用ルーターを受注者負担で設置する。 Wi-Fi用ルーターは監理者事務所および共用会議室で接続できるものとし、同時接続端末数は(・10端末 ・30端末 ・ 端末)以上のものとする。 ロ. Web会議が開催可能な環境 3) 感染症拡大防止対策 監理者事務所の感染症拡大防止対策は、受注者の現場事務所での対策に準ずるものとし監理者と協議する。 当対策に關し、監理者事務所の備品に次を追加する。 出入口への手指消毒液の設置、マスクの常備、加湿器、空気清浄機、便所や手洗いや水廻りへの、石けん、ちがいが薬、ペーパータオル等の設置 事務機には透明アクリル製仕切り板の設置 4) 監理者事務所の光熱水料、回線使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。</p>	部位等	仕上げ	床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット	壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード	天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板	<p>2) 保守や点検の困難な場合は、架台やタラップ、高所作業時に安全帯を掛けられるフックを設けるなど保守の容易なように措置を講ずる。 3) 機器及び器具は、建築意匠と調和をとるほか、石、タイル等の仕上材の目地割りや他の機器及び器具との関係を考慮し、かつ法規上の必要寸法を確保する。 4) 室内器具の標準取付け位置は、標準図による。</p> <p>1.1.5 追補 基本設計条件 a. 温湿度条件その他 外気、室内温湿度計算条件と許容変動値は次表による。 外気温湿度計算条件</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th> <th>外気温湿度計算条件</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>外気</td> <td>(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB</td> <td>一般系統</td> </tr> </table> <p>室内温湿度計算条件と許容変動値</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">湿度</th> <th colspan="2">湿度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>許容変動値</th> <th>湿度</th> <th>許容変動値</th> </tr> <tr> <td>標準室内(空調対象室)</td> <td>(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB</td> <td>±2℃</td> <td>60%RH 50%RH</td> <td>±10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下鉄連絡通路</td> <td>(夏) 29℃DB</td> <td>±2℃</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	地域	外気温湿度計算条件	備考	外気	(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB	一般系統		湿度		湿度		備考	温度	許容変動値	湿度	許容変動値	標準室内(空調対象室)	(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB	±2℃	60%RH 50%RH	±10%		地下鉄連絡通路	(夏) 29℃DB	±2℃			
種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考																																																						
製本2	A3判(縮小)	2つ折り製本	普通紙	3	表紙及び背表紙にタイトル入り																																																						
原図のCADデータ	-	電子媒体(CD-R、DVD-R等)	-	2	媒体にタイトル印刷(CDXF、DWG、PDF)																																																						
部位等	仕上げ																																																										
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット																																																										
壁	合成樹脂エマルジョンペイント塗り、紙張張り又はプリントセッコウボード																																																										
天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板																																																										
地域	外気温湿度計算条件	備考																																																									
外気	(夏) 34.8℃DB 59.4℃WB (冬) 2.2℃DB 44.8℃WB	一般系統																																																									
	湿度		湿度		備考																																																						
	温度	許容変動値	湿度	許容変動値																																																							
標準室内(空調対象室)	(夏) 26℃DB (冬) 22℃DB	±2℃	60%RH 50%RH	±10%																																																							
地下鉄連絡通路	(夏) 29℃DB	±2℃																																																									
			<p>第2節 電動機及び制御盤</p> <p>1.2.1 付加 a. 誘導電動機の規格 ※ 設計図による c. 誘導電動機の形式 400V級電動機は絶縁強化型とする。</p> <p>1.2.2 制御及び操作盤 a. バイパス回路 1) インバーター故障時の直送バイパス回路を設ける。 2) インバーター本体に組み込まれた進相コンデンサー及び冷却ファンは単体で取替え可能な形式とする。 b. 進相コンデンサー、表示等、運転時計を設置する機材名 ※ 設計図による ・すべて c. 接点及び端子 ※ 設計図による ・すべて d. インバーター回路制御方式 ・ 正逆波パルス幅変調方式 ・ パルス幅変調方式 e. 高調波対策 ・ 行う(DCRリアクトル、ACリアクトル又はアクティブフィルターを設ける) ・ 行わない</p>	<p>改修仕様 第3章 養生</p> <p>改修仕様 第1節 一般事項 養生範囲 a. 既存部分の養生範囲 ※ 設計図による ただし、改修工事の着手に当たり、既存物(什器、備品等含む)の損傷等を防止するために、工事作業ごとに養生方法及び養生範囲を計画した工事養生計画書を作成し、監理者の承認を受ける。また、養生で使用する材料見本を事前に監理者に提示し確認を受ける。</p> <p>改修仕様 第2節 養生方法及び清掃 養生方法 a. 養生方法 ・ 設計図による ・ ビニル床シート、合板、プラスチック製養生ボード、養生シート、養生マット等の適切な方法で行う b. 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 行わない ・ 行う ・ 設計図による () c. 既存家具等の(固定された備品、机、ロッカー等含む)養生 ・ 設計図による ・ ビニル床シート ・ プラスチック製養生ボード ・ 養生シート ・ 養生マット d. 機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生 ・ 床面等に合板、ビニル床シート等の適切な方法で養生し、工事終了後に清掃を行う</p>	<p>第3節 総合試運転調整等</p> <p>1.3.1 一般事項 a. 総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監理者に提出して承認を受ける。</p> <p>1.3.3 総合試運転調整 a. 総合試運転調整項目 各設備における装置全体が設計図書の意図した機能を満足させることを目的とし、各設備における装置全体の施工完了時に、設計図面に示された目標値等と照合しながら、次の項目についての各機器相互間の総合試運転調整を行う。 1) 風量調整、水量調整、水圧調整、室内外空気の温湿度測定、騒音測定を行う。 2) 飲料水の水質測定(受水タンク)、未排水柱での水質測定(飲料水、雑用水)を行う。地方公共団体の条例の定めがある場合は、その定めによる。 3) 冷水、温水、冷却水等の水質は、(一社)日本冷凍空調工業会JRA-GL02 1994による。ただし、水質検査・分析・評価は、基本項目、参考項目に加えて、水温、亜硝酸イオン、濁度、色度、亜鉛、硫酸イオン、ナトリウム、カルシウム、外観、リン酸、マンガン、レジオネラ属菌、溶存酸素などの項目とする。 吸収式冷凍機、ターボ冷凍機の水質管理については、水処理薬剤を使用する場合の水質管理方法として、(一社)日本冷凍空調工業会「吸収式冷凍機・ターボ冷凍機の水処理ガイドブック」第2版も合わせて適用する。 飲料水以外の揚水・還元井戸の水質検査・分析・評価は、冷水、温水等に準ずる。 5) 浄化槽、排水処理設備、雨水の過設備等は、実稼働一定期間経過後、放流水質、処理水質等を測定する。 6) 冷却水補給水用、雑用水用、消火水層等の槽内水質は、水質検査・分析・評価を行う。水質検査項目は、蓄熱槽水に準じ、水質検査・分析・評価書を監理者に提出する。 10) 測定計器の校正を行い、測定及び調整は、関係法規に基づき行う。 現場風量測定は、[SHASE-S117-2017]、室内騒音測定は、[SHASE-S119-2017]により測定する。 総合調整完了後、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を発注者及び監理者に提出する。測定報告書には測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。又、(一財)日本建築設備・昇降機センターの「建築設備定期検査業務基準書」に準拠した「検査結果表」をまとめて報告書として発注者及び監理者に提出する。</p>																																																						
			<p>第4節 シックハウス対応 追補</p> <p>1.4.1 室内空気質対応に關する法令・基準の適用 ※ 建築基準法 ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質法) ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法) ・ 学校環境衛生基準(文部科学省)</p> <p>b. 室内濃度 居室の室内空気質における揮発性有機化合物の室内濃度は厚生労働省の指針値をクリアする。</p>	<p>改修仕様 第2節 施工</p> <p>4.2.4 撤去後の補修及び復旧 a. 壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡の取付ボルト孔及び壁面、天井面の変色等の補修並びに床補修等。 ※ 補修(穴埋め、既存仕上げ仕様)を行う b. 床、壁、天井等の撤去後の開口部の補修の方法及び仕上げ仕様 ※ 現状復旧(開口閉塞、既存仕上げ仕様)を行う</p>	<p>第1章 一般事項 (機械)</p> <p>第1節 規格等 1.1.3 追補 許容騒音の基準 a. 室内許容騒音 建築物の使用用途に応じた防振、防音の措置を行う。室内の許容騒音は次表の数値以下とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>N0値</th> <th>室名(一般居室)</th> <th>室名(非居室)</th> </tr> <tr> <td>30</td> <td>国際会議場、通訳ブース、特別会議室、大会議室、スタジオ・調整室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>事務室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>b. 配置 1) 機器及び器具は、性能や機能を満足するように整然と配置し、操作及び点検を要するものは操作の容易な位置に設け、保守のために必要なスペースを確保する。</p>	N0値	室名(一般居室)	室名(非居室)	30	国際会議場、通訳ブース、特別会議室、大会議室、スタジオ・調整室		35			40			45	事務室		50																																						
N0値	室名(一般居室)	室名(非居室)																																																									
30	国際会議場、通訳ブース、特別会議室、大会議室、スタジオ・調整室																																																										
35																																																											
40																																																											
45	事務室																																																										
50																																																											
			<p>3.4 機械設備工事特記仕様書</p> <p>改修仕様 第1編 一般共通事項 (機械)</p> <p>改修仕様 第2章 仮設工事 (機械)</p> <p>改修仕様 第2節 足場その他 2.2.1 足場 a. 内部足場の種別 ※ A～D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 b. 外部足場の種別 ※ O種、E種、A種 ・ B種 ・ C種 ・ F種 c. 外部足場の防護シート等の設置及び種別 ※ 設計図による ・ 不要 ・ メッシュシート ・ 防音シート ・ 防音パネル</p> <p>2.2.2 工事用電力 a. 工事用電力 ※ 既存設備使用(電力計を設けて、仮設配電盤を設置 ※有 ・ 無) b. 工事用水 ※ 既存設備使用(量水器を設けて、仮設配管を施し使用 ※有 ・ 無)</p> <p>改修仕様 第3節 監理者事務所、材料置場、その他の仮設物 2.3.1 監理者事務所 a. 監理者事務所の設置 ・ 既存建築物内の一部を使用 ・ 構内に設置 ・ 構外に設置 b. 監理者事務所の規模 ○ 10㎡程度 ・ 20㎡程度 ・ 35㎡程度 ・ 65㎡程度 ・ 100㎡程度 ・ ㎡程度</p>	<p>改修仕様 第4章 撤去</p> <p>改修仕様 第1節 一般事項 共通事項 a. 撤去前に内容物(冷媒・吸収液・廃油等)の回収を要する機器、配管回収を要する機器、配管 ※ 設計図による 冷媒等の回収等の費用 ※ 本工事・別途 1) 冷媒の回収にあたっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に従って行い、発注者、監理者に次の資料を提出する。 イ. 産業機器の引渡時、行管理業の引取証明書 ロ. 設置機器事前確認書の写し ハ. 第一種フロン類充填回収業者の登録通知書の写し ニ. 第一種フロン類回収回収証明書の写し ホ. 第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者の許可証の写し ヘ. 第一種フロン類再生証明書、フロン類破壊証明書の写し 2) 家庭用エアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル(フロン類の回収を含む)を行い、発注者、監理者に次の書類を提出する。 イ. 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>																																																							
1.7.4 付加	図書の保管	<p>a. 1.7.1c号により発注者が保管する工事関係図書の保管期限(工事完成引渡し日から起算)は、次による。 ※ 15年</p>	<p>1.7.6 追補 (電気) 1.7.8 (機械) 鍵合わせ等</p> <p>a. 鍵合わせ、各種計量器確認等を行う。その日程、方法は、監理者と協議のうえ決定する。発注者及び監理者の立会いについては、監理者の指示による。 b. 鍵の提出に当たっては、鍵に鍵札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理、収納して発注者に提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。</p>	<p>1.7.7 追補 (電気) 1.7.9 (機械) 引渡し</p> <p>a. 1.6.1による「発注者検査」終了後、設計図書等に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事項目を引き渡す。なお、引渡しは監理者の立会いのものとする。 b. 工事項目の引渡しに際して提出する予備材料、備品、工具等は、次による。</p>	<p>1.4.2 シックハウス対応を行う範囲 ※ 適用法令等による範囲</p> <p>1.4.3 引渡し条件 ※ 測定化学物質濃度がすべて指針値以下であることを、引渡し条件とする。測定化学物質濃度のいずれかが指針値を超える場合、低減対策を施したのち、再測定して、すべての濃度が指針値以下であることを確認したのち引き渡す。 ・ 引渡し条件としない</p> <p>1.4.4 塗料 a. 屋内に用いる塗料は、水性系でホルムアルデヒドの放散量等級が☆☆☆☆のものとする。またトルエン、キシレン及びエチルベンゼンは放散しないか、放散が極めて少ないものとする。やむを得ず、これらの物質を含むものを使用する場合は、その使用量が最小限に抑えられたものとし、十分に枯らし期間を設けるなど、改善措置を講ずる。</p>																																																						
着工																																																											
竣工																																																											
監理																																																											
竣工																																																											

日建設計

26_02 検閲者:高辻 量

26都道府県会館
 自動制御設備工事

(通し番号 4)

1 - 4

A1:N,S A3:N,S No. J - 140058 - Q